

昭和 27 年

大阪府府民所得推計報告

昭和 29 年 7 月

大 阪 府

は し が き

大阪府の府民所得推計は昭和25年よりこれに着手したのであるが、以来回を重ね、今般昭和27歴年分についての推計結果を公表出来る運びとなつた。

もとより府民所得推計は、合理的な府政の運営ならびに府民経済生活の向上に必要な資料を作成することを目的とするのであるが、最近は、本府経済活動を総合的に観察する為、この統計に対する一般の関心も深く、経済分析等に缺くことの出来ない資料として広く利用されるに至つたことはまことに喜びに堪えない。

しかしながら、周知の如く府民所得推計は、広範囲にわたる極めて龐大な統計資料の集積の上に組み立てられるものであり、推計数字の正鵠をうるためには、理論上、技術上幾多の困難を伴うのである。したがつて出来るだけその隘路を打開し、より完璧の域に達するべく毎回努力を重ねているのであるが、なお至らざる点の多いことを認めなければならない。特に、産業分類の改訂に伴う相違により、或は資料の整理不備等によつて明確な数値が求められなかつた点、府県際関係等については今後とも更に研究と検討を重ねる必要があると考えているのである。しかしながらこうした事情のもとにおいて、現段階において集取可能な資料は一応整備し、理論の齊合に嚮心した心算であるので、利用上多少の制約はあるが裨益するところまた少くないと信ずるのである。

今後とも各位の交らざるご声援とご批判を期待して止まない。

最後に本推計に当り、種々ご協力を賜つた関係各位のご厚意に対し厚く感謝の意を表する次第である。

昭和 29 年 7 月

大阪府総務部統計課

大阪府民所得推計報告

目 次

は し が き

図 表

I 昭和27年分配府民所得

II 産業別(組替)府民所得

III 昭和27年個人所得とその処分

I 部 概 説

§ 1. 府民所得の概念..... 1

§ 2. 府民所得の系列..... 1

§ 3. 府民所得の推計方法..... 2

§ 4. 昭和27年大阪府民所得の概要..... 3

II 部 昭和27年府民所得推計結果

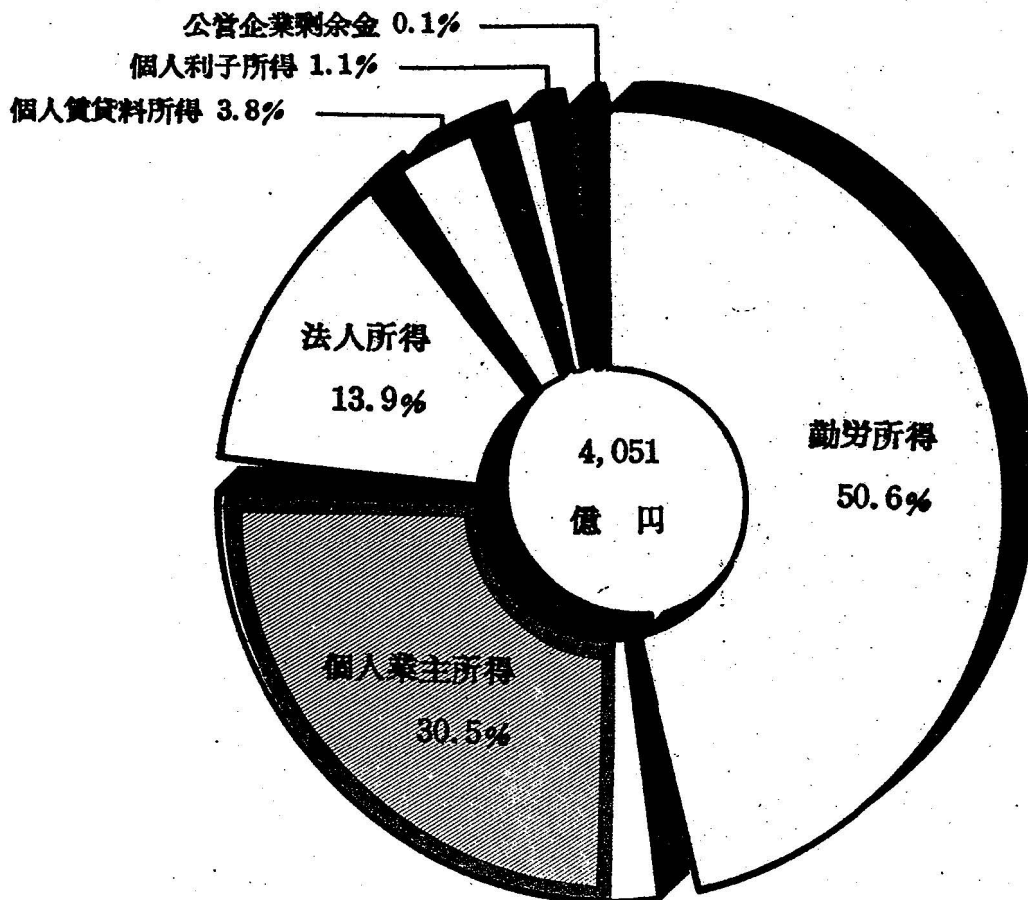
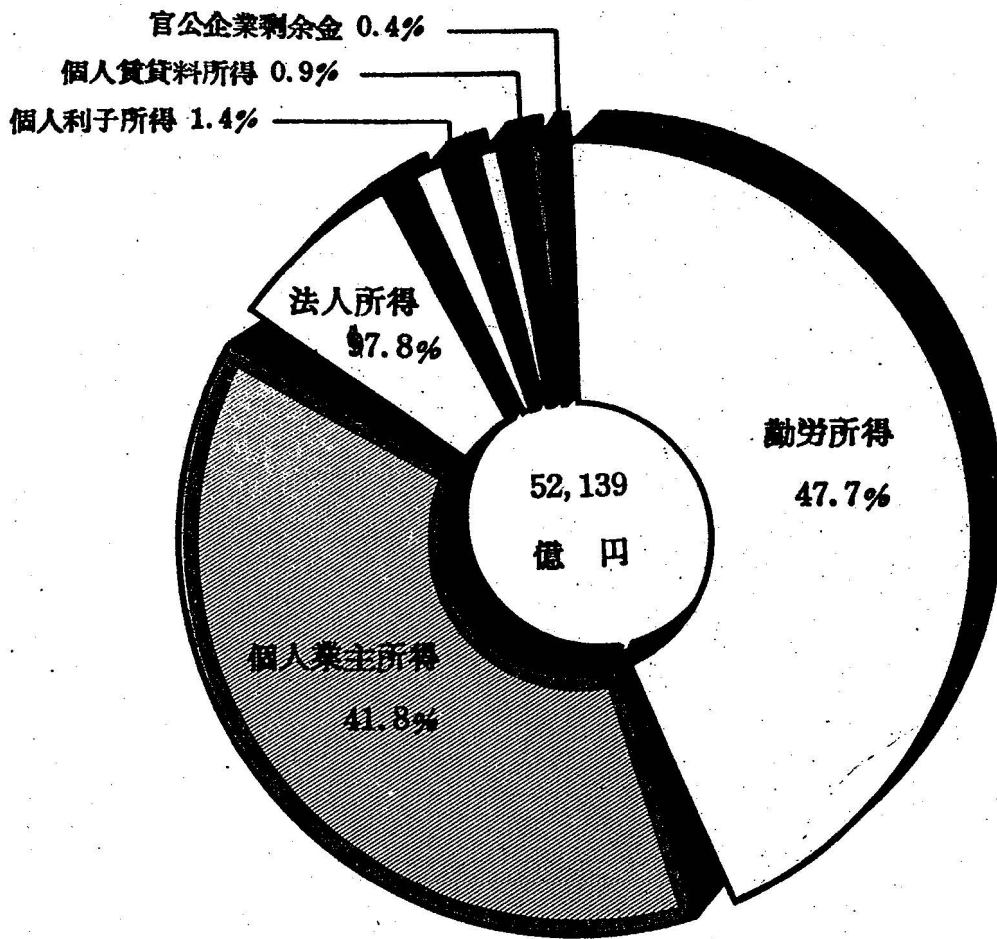
§ 1. 分配府民所得.....11

§ 2. 府民個人所得.....29

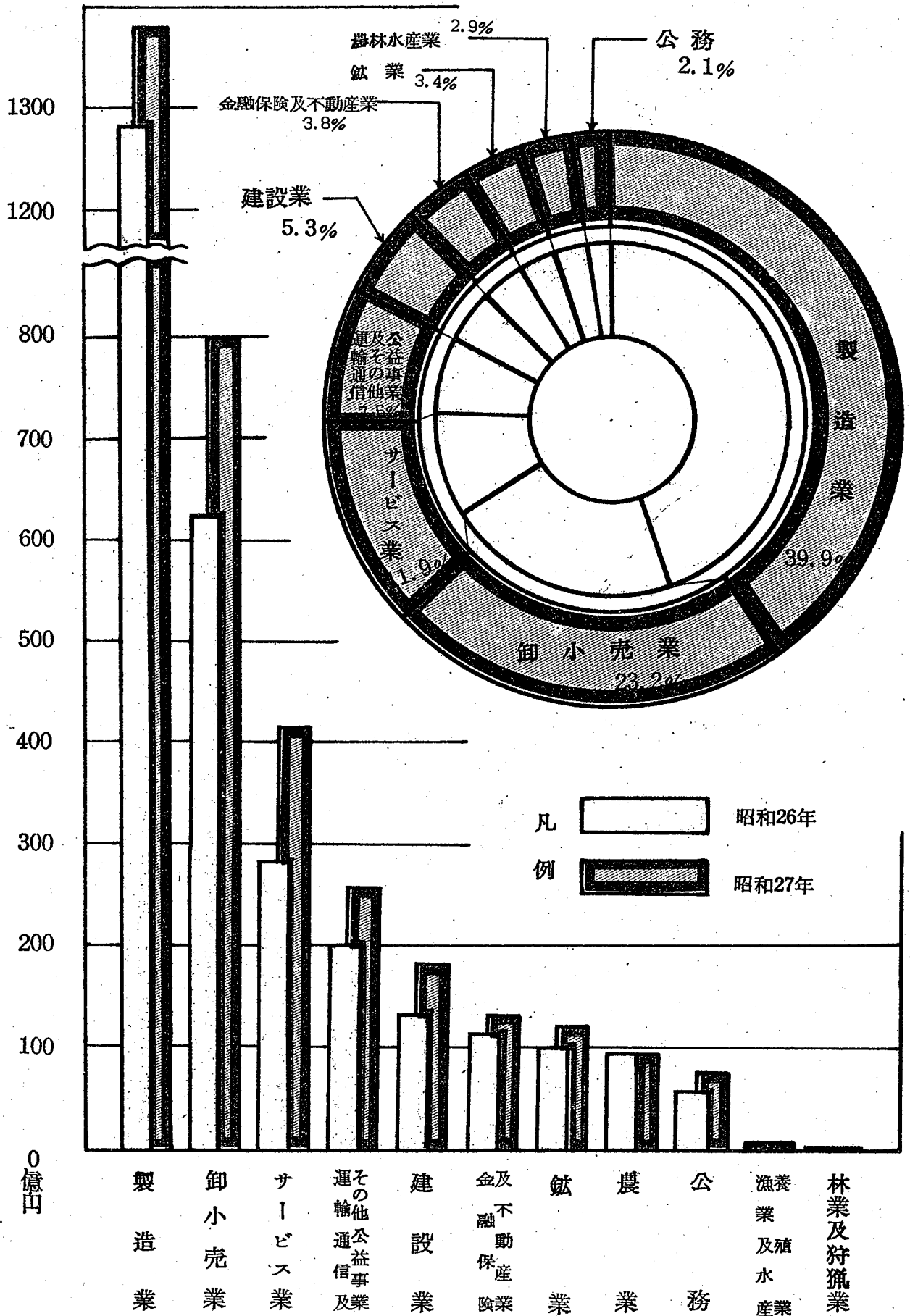
§ 3. 府民個人支出.....31

附 録 昭和28年分配府民所得簡易推計

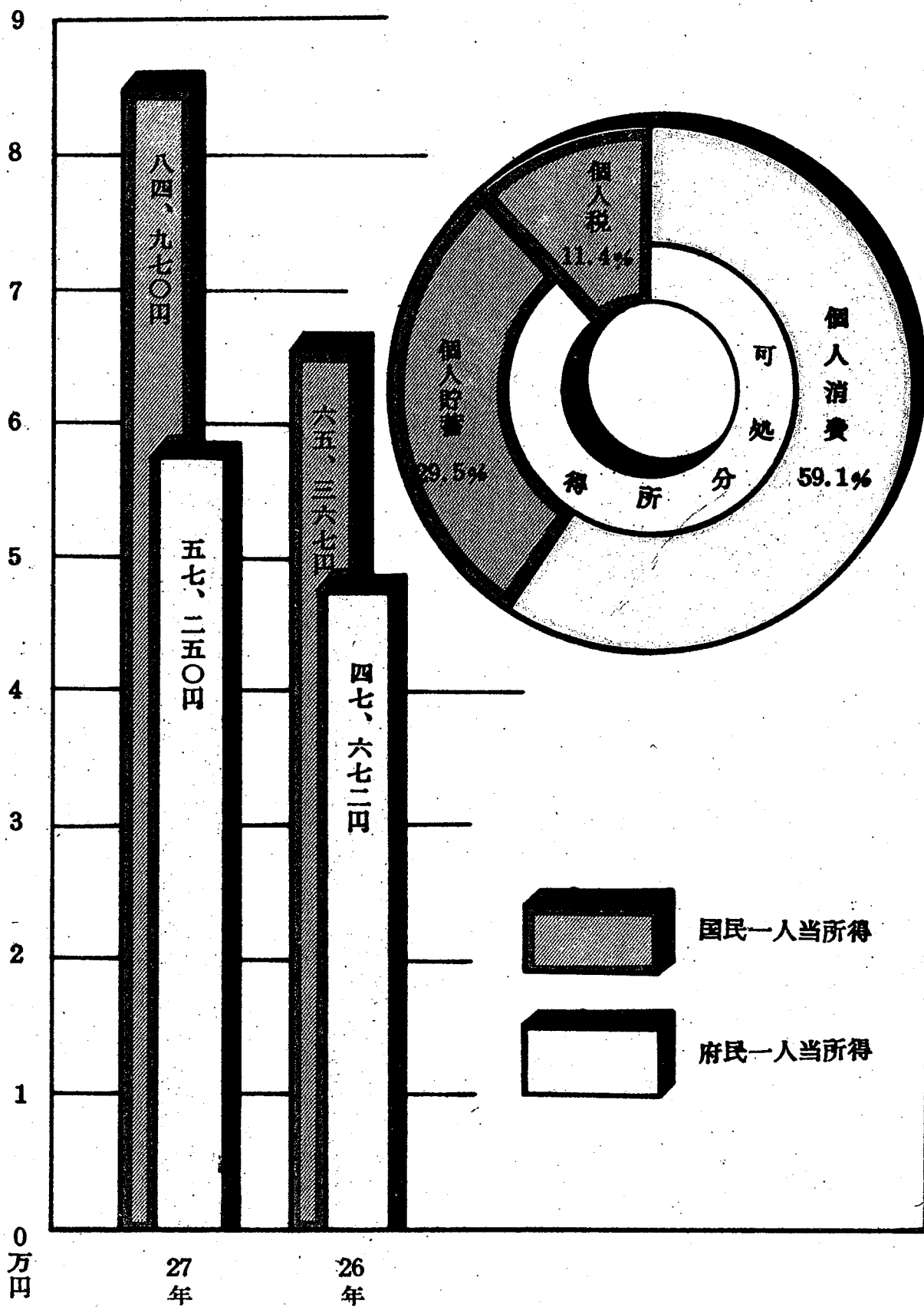
I 昭和27年分配所得



Ⅱ 産業別(組替)府民所得



Ⅱ 昭和27年個人所得とその処分



I 部 概 說

I 部 概 説

§1. 府民所得の概念

府民所得とは、国民所得をさらにその国内の行政区画単位（都道府県）別に、把握したものである。それで、先づ国民所得の概念について述べる。

最も一般的には、国民所得とは「一国民経済において一定期間内に生産された社会的純生産物（サービスを含む）の価格の総計である。」と定義される。

ここでいう純生産物の「純」という語は、いわゆる年生産純額から生産過程において消費された原材料、半製品等の中間生産物の価額を差引き、生産に伴って生じた資本設備の損耗を補填するに要する費用を控除した「生産純額」という意味である。

次に「国民経済の見方であるが、これには次の二つの見方がある。すなわち、一つはその地域からみたもので、他はその住民からみたものである。この二つのみかたのいずれをとるかによつて、国民所得に含まれる純生産物の範囲は相異なる。

前者すなわち属地主義の見方によれば、その地域内における一定期間内の一切の経済活動によつて生産された純生産物はすべてその国の国民所得に包含される。

従つてその生産諸要素である労働力、土地、資本等の提供者がその国の居住者であると否とをとわない。

これに反して後者すなわち属人主義のみかたによれば生産諸要素の提供者がその国の居住者とみなされるならば、たとえ経済活動の場がその国の領域外であつても、そのものに帰属すべき純生産物はその国の国民所得に含まれ、逆にその国内の純生産物であつても、国外の居住者に帰属すべき部分は除外されるのである。

このように属地主義と属人主義の何れをとるかによつて非常に相違があるが英、米、カナダ三国協定の趣旨ことにわが国でとりいれている合衆国の解釈によれば、第一のみかたによるものは「国内純生産」と規定され、第二のみかたによるものを「国民所得」として明確に区別している。従つて国民所得は、生産、分配、支出の何れの面から接するかによつて「国内純生産」「配分の総額」「国民純支出」とよばれるが、それぞれの構成項目が矛盾なく処理されるならば、同一の国民所得の数値をもたらすはずである。

これに対して、「個人所得」という概念は、その国の居住者である個人が一定期間内に実際にうけとつた所得の総計である。これは個人が経済活動に参加し、その生産諸要素を提示したことに対する反対給付であると否とを問わないし法人所得は含まない。

府民所得は以上述べた国民所得の考え方を府という単位にあてはめたものである。ただ府民所得を考える場合には国民所得におけるより以上に居住者の概念、すなわち府民の規定について問題がある。それでも純理論的には国民所得と同じように属人主義で一貫することができよう。

しかしながら統計資料上はいわゆる府県際関係の把握に制約があつて、概念上ならびに推計技術上その把握は極めて難しい。

§2. 府民所得の系列

府民所得については、理論的に種々検討の余地が残されているが、国民所得にならつて、生産、分配、支出の三面からみれば、生産国民所得に相当するものとして、生産府民所得、分配国民所得に相当するものとして、分配府民所得、国民支出に相当するものとして府民支出の三系列が一応考えられる。

(a) 生産府民所得は、府県内の一定期間における経済活動において新に附加された価値——純生産物価値を金額

であらわして合計したもの——でありこれをいいかえれば、本府における各産業部門における生産額のそれぞれの合計から各部門毎に物的経費をさしひいたものを総計したもので、農業、林業、水産業、鉱業、建設業、製造業、卸小売業、運輸通信業、金融保険業、サービス業、公務等の各産業部門別に示される。

すなわち、農林業や鉱工業のごとき物財の生産から発生する所得のみならず卸小売業、運輸通信業はもとよりのこと、サービス業や公務のごとき物財でない用役の生産から発生する所得をも含むことになっており、又消費用の地代家賃をも含む。さらに農業や水産業の自家用部分、消費地代家賃の自家使用部分もそれを貨幣額に換算して含まれることになっている。ただ建設業、運輸通信業において数府県にわたつて生産がおこなわれる場合の取扱いに問題がのこる。

(b) 分配府民所得とは、本府の居住者の経済活動に基く財貨と、用役の経常的生産から発生し、生産諸要素たる労働と財産とに帰属する所得の総額であり、時間的のずれを調節すれば生産府民所得と一致すべきものである。ただ府民所得の場合においては、国民所得の場合と異なり本府の居住者が他の府県において生産に参加する場合またその逆の場合があるので問題があるわけである。

いづれにせよ、以上の定義により、分配府民所得は所得を帰属別に合計したものであるから、勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得、および公営企業剰余金の六項目からなる。

(c) これに反し、本府内に居住する個人が一定期間に実際に受取る経常的な所得、換言すれば個人に対して一定期間内に実際に支払われた所得は府民個人所得とよばれる。従つて、これは分配府民所得の法人留保所得、法人税公営企業剰余金のかわりに政府、公共団体および事業からの振替所得と、本府民が他府県民から受取る仕送金の総額とを加えたものであるが、そのほかに分配府民所得は発生した時点で所得を捕捉して合計するのに反し、個人所得は実際に支払われた時点で捕捉して合計する点が相異なる。

従つて個人所得は最も常識的に考えられる所得概念であり、課税所得とも比較的近いもので、かつ府内の居住個人に現実に支払われる所得であり、その個人が生産に参加する場所が居住する府県であろうと、他府県であろうと問はないから、府民所得推計上の難問題である府県際関係についても最も問題の少ない所得であるといえよう。個人所得からは国及び地方の個人税と個人の家計費が支払われ残余は貯蓄とみなされる。

(d) 府民支出は本府の居住者の労働と財産によつて生産された財貨及び用役を支出の面から市場価格で評価した総額であるから、その構成は個人消費支出、個人貯蓄、租税公課及び諸負担の三項目からなる。

国民所得においては個人消費支出、民間投資、財政支出の三項目のほかに間接事業税や価格差補助金を調整すれば生産所得あるいは、分配所得とバランスするのであるが府民所得においてはさらに渉県項目の調整を要すべき問題が残るので、わづかに個人所得と個人支出のバランスをみる程度にとどめた。

なお、右の民間投資に固定資本の補填部分をも含めれば府民総支出となる。

§3. 推 計 方 法

府民所得は経済循環の生産、分配、支出の各面で捉られるのでその推計方法の原則としては、それぞれの面に対応して、物的方法、人的方法、及び生産物集計方法の三方法が主として用いられている。

(a) 物 的 方 法

これは客観的方法、また間接法ともいわれ主として生産府民所得の推計に用いられ、生産の各段すなわち産業部門別の生産額から物的経費を控除してそれぞれの部門における純生産物の価額を求めこれを集計する方法である。ここにいう物的経費とは他部門から購入した財貨及びサービスで生産過程において消尽されたその部門の生産物の価額中に移転されるものの購入に要した費用のことである。物的経費の総額は把握し難いので一般には標本抽出調査によ

つて産業別に生産額から物的経費をさしひき、生産額とそれとの割合これを（所得率という）を全生産額に乗じてその部門の純生産額を推計する。

(b) 人的方法

主観的方法、或は直接法ともいわれ分配府民所得、府民個人所得の推計に用いられる。これは前の物的方法と異なり主として直接に個々の経済主体を調査集計するのである。その方法としては府の一定期間内において事業所単位にその利潤を悉皆報告せしめて集計する方法で、所得支払側である企業の発生費用を調査する方法と、所得を受領する個々の経済主体について、例えば勤労者世帯収入調査、企業の留保利潤調査等によつて調査する方法とがある。

これらには、又悉皆によるものを直接集計する方法と標本調査によるものからいろいろの擬制を用いて間接に推計する方法とがある。

(c) 生産物集計方法

これは府民支出推計に主として用いられる方法で次に述べる間接法と直接法とがある。すなわち、生産面から財貨の流れを生産者一卸売一小売の各段階を追及して最終使用者の最終生産物購入のための支出額を間接的にとらえる方法と、又個人や企業者等が消費又は投資に支出した額を家計調査もしくは企業経済調査によつて直接把握する方法で、前者を間接法、後者を直接法といつている。

§ 4. 大阪府民所得の概観

1. 府民所得の推移

府民所得は府民経済の諸取引を集約的な形式で示し、その構造と発展についての分析を容易ならしめるところの一連の諸勘定を提示するものである。

本府府民所得の推移をみると、昭和25年の所得総額は2,226億7千万円であつたものが、26年には3,397億5千万円と約53%増加し、27年は4,051億4千万円で前年より約19%の増加を示した。更に28年（簡易推計による）は、4,714億5千万円で約16%の増加傾向を示している。25年を100とすると26年は152.6%、27年は181.9%、28年は211.7%となっている。これらは、いずれもそれぞれの年次の物価であらわされた名目的なものであるので53%、19%、16%の対前年増加率は、たんに生産活動の増大による上昇だけでなく物価の値上りによる上昇も含まれているからその間の物価変動を考慮してみる必要がある。そこで消費者物価指数や生産財物価指数などによる総合物価指数を作成し実質府民所得を算出してみると、25年は2,226億7千万円であつたが26年は2,671億円27年は3,083億2千万円28年は3,537億9千

| | 單位 | 府 民 所 得 | | | | 國 民 所 得 | | | |
|------|-----|---------|---------|------------------|------------------|-----------|-----------|------------------|------------------|
| | | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 |
| 分配所得 | 百万円 | 222,666 | 339,746 | 405,135 | 471,453 | 3,683,700 | 4,515,800 | 5,213,900 | 5,950,000 |
| 同上指数 | % | 100.0 | 152.6 | (119.2) 181.9 | (116.4) 211.7 | 100.0 | 122.6 | (115.5) 141.5 | (114.1) 161.5 |
| 物価指数 | % | 100.0 | 127.2 | 131.4 | 131.4 | 100.0 | 119.7 | 123.5 | 123.5 |
| 実質所得 | 百万円 | 222,666 | 267,096 | 308,322 | 358,792 | 3,683,700 | 3,772,598 | 4,221,781 | 4,817,814 |
| 同上指数 | % | 100.0 | 120.0 | (115.4) 138.5 | (116.4) 161.1 | 100.0 | 102.4 | (111.9) 114.6 | (114.1) 130.8 |

註 () 内は対前年比、
万円となり、25年を100とすれば26年は120.0%、27年は138.5%、28年は161.1%となりそれぞれの実質的增加を示している。

これを実質国民所得について眺めてみると25年は3兆6,837億円であつたものが26年は3兆7,726億円、27年は4兆2,

218億円、28年は4兆8,178億円となっており25年を100とすれば26年が102.4%、27年が114.6%、28年が130.8%を示している。

以上総括的にみて国民所得の伸びより府民所得の伸びがはるかに上廻っていることがわかり、府経済力の進展の一端がうかがわれる。

2. 府民の所得水準

a 労働生産性よりみた場合

前に実質府民所得の推移を眺めたが、この変化の原因としては、労働の雇用量とその生産性があげられる。

この生産性を問題にする場合、ただその年のみについて観察しても意味が少なく、つねに年次比較がなされねばならないので実質府民所得を算出した。そこでこれを基礎として府民の所得水準を指標化してみよう。

労働生産性はいうまでもなく平均概念で生活水準をみる一つの指標である。ここでは次の2つの場合について比較してみよう。

$$\textcircled{1} \text{ 人口一人当り生産額} = \frac{\text{実質府民所得}}{\text{総人口}}$$

$$\textcircled{2} \text{ 就業労働力一人当り生産額} = \frac{\text{実質府民所得}}{\text{有業人口}}$$

労働の生産性の推移

| | 単 位 | 府 民 所 得 | | | | 国 民 所 得 | | | |
|------------------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 |
| 実 質 所 得 | 百万円 | 222,666 | 267,096 | 308,322 | 358,792 | 3,683,700 | 3,772,598 | 4,221,781 | 4,817,814 |
| 人 口 | 総人口 | 3,857,047 | 4,073,462 | 4,181,214 | 4,387,735 | 82,880,000 | 84,330,000 | 85,580,000 | 86,780,000 |
| | 有業人口 | 1,435,794 | 1,520,269 | 1,560,483 | 1,633,238 | 35,720,000 | 36,220,000 | 37,290,000 | 39,250,000 |
| ① 一人当り 生産額 | 円 | 57,730 | 65,570 | 73,740 | 81,772 | 44,446 | 44,736 | 49,331 | 55,518 |
| ② 就業労働力 一人当り 生産額 | 円 | 155,082 | 175,690 | 197,581 | 219,681 | 103,127 | 104,158 | 113,215 | 122,747 |
| 指 数 | ① | 100.0 | 113.6 | 127.7 | 141.6 | 100.0 | 100.7 | 111.0 | 124.9 |
| | ② | 100.0 | 113.3 | 127.4 | 141.7 | 100.0 | 101.0 | 109.8 | 119.0 |

① 人口一人当り生産額

労働生産性の一指標として実質府民所得を総人口で除して求めた。これによると府民一人当り生産額は25年は57,730円、26年は65,570円、27年は73,740円、28年は81,772円となっており、25年を100とすれば26年が113.6%、27年が127.7%、28年が141.6%となっている。

以上を国民一人当り生産額についてみると各年次とも府民一人当りよりはるかに低い値を示している。即ち25年の44,446円、26年の44,736円、27年の49,331円、28年の55,518円で年次比較も25年を100とした場合26年は100.7%、27年は111.0%、28年は124.9%となっている。

② 就業労働力一人当り生産額

次に実質府民所得を有業人口で除して就業労働力一人当り生産額を求めた。これによると府民の有業一人当り生産額は、25年155,082円、26年は175,690円、27年は197,581円、28年は219,681円となっており、25年を100とすれば26年は113.3%、27年は127.4%、28年は141.7%という増加傾向である。一方国民の有業一人当り生産額についてみると前①項の場合と同様府民有業一人当り生産額よりはるかに下廻った値を示しており各年次の伸びも半分以下を示している。

以上より府民の所得水準が見当づけられるが、さらに就業労働力一人一時間当り生産額等も求められる。又府民の所得水準をみるため階層別分布や不平等度の測定なども次回にはやってみたいと思っている。

b その他の経済資料よりみた場合

朝鮮動乱の勃発により一時ブームの進展を示した大阪経済は（26年6月にマリク（ソ連）国連代表の朝鮮停戦提案以来日本経済の不振が直接ひいて）全く伸びなやみの形となり、大阪経済の全国的比重も後退の一途をたどつた。すなわち貿易、商工、金融、交通の各部門において特に貿易部門の後退性が目立っている。

一例をあげると、26年における阪神両港の輸出額は東京（横浜港）の2.8倍であつたが、27年では2.1倍強、28年でもかろうじて2.1倍となつている。

全国的比重においても輸出額では、26年の64.2%に対し27年55%、28年52%と遞減している。このような輸出後退傾向は輸入面においても同様に見出される。

即ち、阪神の東京に対する輸入額は26年で1.8倍強を占めていたが、27年1.5倍強、28年には1.1倍強と大阪の優位性が年々低下していることを物語っている。

従つて全国的比重も26年の47.4%から27年は44%にさらに28年には34%と転落している。

又百貨店および卸売業の売上高に占める割合、乃至比重をみると、26年の百貨店売上高では対東京比66.6%、対全国比23.9%であつたが27年には前者57.2%、後者21.7%と何れも、その比重が低下しており、更に28年には52.4%、20.1%となつている。

卸売業は資料の関係と対東京比較しか行い得なかつたが、26年では東京の2.8倍強の売上高をもつ大阪卸売業のそれは、27年では1.4倍程度の優位を保つたにすぎない。

これらをもても大阪経済の支柱をなしてきた卸売業部門における大阪の相対的地位の低下を端的に示しているといえよう。

製造部門における東京、全国との比較をすれば26年における大阪（近畿地区）の生産水準の回復率は東京（関東、信越地区）に対し99.2%、全国の82.3%を占めたが、27年では前者92.8%、後者74.4%、さらに28年ではそれぞれ91%、79.2%と大阪工業生産の復興発展テンポの緩慢な事実を見出しうる。

| | 人 口 | | 貿 易 | | | | 百貨店売上高 | | 卸売業売上高 | |
|----------|------|------|-------|------|-------|------|--------|------|--------|------|
| | 東京対比 | 全国対比 | 輸 出 | | 輸 入 | | 東京対比 | 全国対比 | 東京対比 | 全国対比 |
| | | | 東京対比 | 全国対比 | 東京対比 | 全国対比 | | | | |
| 昭 和 26 年 | 60.6 | 4.8 | 287.2 | 64.2 | 183.7 | 47.4 | 66.6 | 23.9 | 288.2 | — |
| 昭 和 27 年 | 58.3 | 4.8 | 211.7 | 55.0 | 153.2 | 44.0 | 57.2 | 21.7 | 142.5 | — |
| 昭 和 28 年 | — | — | 210.6 | 52.0 | 114.7 | 34.0 | 52.4 | 20.1 | — | — |

| | 工 業 生 産 | | 手 形 交 換 高 | | 国 鉄 貨 物 輸 送 量 | |
|----------|---------|------|-----------|------|---------------|------|
| | 東京対比 | 全国対比 | 東京対比 | 全国対比 | 東京対比 | 全国対比 |
| 昭 和 26 年 | 99.2 | 82.2 | 51.7 | 22.4 | — | 5.4 |
| 昭 和 27 年 | 92.8 | 74.4 | 45.9 | 21.6 | — | 5.1 |
| 昭 和 28 年 | 91.0 | 79.2 | 44.5 | 21.3 | — | — |

その他手形交換高や国鉄貨物輸送量等の比重の年々減少傾向にあることなど、あわせて大阪経済の不況の深刻さがうかがわれる。

3. 府民所得の構成

昭和27年の府民の分配、個人所得及びその処分の態様を前年度と比較しながらあつてみよう。

① 分配府民所得

前述の通り昭和27年の府民所得総額は405,135百万円であつたが、いまこれを構成項目別に眺めるとつぎのようになつてゐる。まず勤労所得が204,868百万円で総額の51%を占めて第1位となり、ついで個人業主所得が123,515百万円で30%となつてゐる。法人所得は56,127百万円で14%の割合となつており以上3項目で全体の95%と大半を占め、残余は個人賃貸料、個人利子の両所得、および公営企業剰余金となつてゐる。またこれを前年度に対する名目所得の動きをみると、個人業主所得の59%増が第1位となり、第2位は個人賃貸料所得の32%増、第3位は個人利子所得の28%増となり、勤労所得は26%増で第4位になつてゐる。なお第5位は法人所得であるが26年より27年は32%減という結果が出ており、朝鮮動乱による異常な大阪経済のふくらみの反動が来たことを感じさせる。それと共に、個人業主所得の増加割合と勤労所得の増加割合の状態が跋扈的な消費経済の進行をそこはかたなく漂よわせてゐる。

なお27年の所得構成を国民所得と比較すると、勤労所得、個人賃貸料所得、法人所得のそれぞれの割合がはるかに大きく企業経営のためにも、又就労のためにも都市へ進出する必要性の強いことが物語られてゐる。しかしながら個人業主所得にあつては、国民所得のそれよりも低い割合である。

分 配 所 得

| | 昭 和 26 年 | | | | | | 昭 和 27 年 | | | | | | | |
|---------------|-----------|---------|------|-------|-------|-----------|----------|------|-------|-------|-------|-------|------|--|
| | 国民所得 | | 府民所得 | | 府 / 国 | | 国民所得 | | 府民所得 | | 府 / 国 | | 対前年比 | |
| | 百万円 | 百万円 | % | % | % | 百万円 | 百万円 | % | % | % | % | % | % | |
| 分 配 所 得 | 4,515,800 | 339,746 | 7.5 | 100.0 | 100.0 | 5,213,900 | 405,135 | 7.8 | 100.0 | 100.0 | 115.5 | 119.2 | | |
| 勤 労 所 得 | 2,033,000 | 162,804 | 8.0 | 45.1 | 47.9 | 2,489,400 | 204,868 | 8.2 | 47.7 | 50.6 | 122.4 | 125.8 | | |
| 個 人 業 主 所 得 | 1,838,600 | 77,653 | 4.2 | 40.7 | 22.9 | 2,178,700 | 123,515 | 5.7 | 41.8 | 30.5 | 118.5 | 159.1 | | |
| 個 人 賃 貸 料 所 得 | 37,700 | 11,747 | 3.1 | 0.8 | 3.5 | 47,400 | 15,518 | 3.3 | 0.9 | 3.8 | 125.7 | 132.1 | | |
| 個 人 利 子 所 得 | 51,800 | 3,510 | 6.8 | 1.1 | 1.0 | 74,800 | 4,503 | 6.0 | 1.4 | 1.1 | 144.4 | 128.3 | | |
| 法 人 所 得 | 523,000 | 83,020 | 15.9 | 11.6 | 24.4 | 407,600 | 56,127 | 13.8 | 7.8 | 13.9 | 77.9 | 67.6 | | |
| 公 営 企 業 剰 余 金 | 33,600 | 1,012 | 3.0 | 0.7 | 0.3 | 17,800 | 604 | 3.4 | 0.4 | 0.1 | 53.0 | 59.7 | | |

註 国民所得は海外よりの純所得26年1,900百万円、27年1,800百万円を控除する。

又府民所得の構成には産業別にみる方法があり、これによつて大阪府の生産活動の状態がうかがい知られるのであるが、27年の所得推計に当つては種々の制約に災いされて、生産府民所得推計をなし得なかつたので分配所得の大半を占める(約95%)勤労所得、個人業主所得、法人所得を産業別にくみかえて生産活動の一端を眺めてみた。

これによると昭和27年の産業別府民所得の構成比は、第1次産業(農、林、水産業)では全体の2.9%、第2次産業(鉱業、建設業、製造業)では48.6%、第3次産業(卸、小売業、金融保険不動産業、運輸通信及その他の公益事業、サービス業、公務など)が48.5%の割合となつてゐる。これを産業別国民所得の場合と比較すると第1次産業は23.6%、第2次産業では30.7%、第3次産業では44.9%となつてゐる。これからわかるように本府の第1次産業は全国をはるかに下廻つており、逆に2次3次産業の比重は全国を大きく上廻つてゐる。特に2次産業においては製造業の占める割合は、26年においては44%、27年は若干下廻つてはいるが40%を占めてゐる。又第3次産業においては卸小売業の占める割合は26年22%で、27年は23%となつておりこれと関連してサービス業も26年は10%、27年は12%を占めており、以上の製造業、卸小売業、サービス業の3つで約75%を占めてゐることになりこれらの産業の変動が大

産 業 別 府 民 所 得

| | 産業別府民所得 | | 対前年比 | 構 成 比 | |
|-------------|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|
| | 昭和26年 | 昭和27年 | | 昭和26年 | 昭和27年 |
| 總 額 | 千円 288,388,237 | 千円 345,139,597 | 119.68 | 100.00 | 100.00 |
| 第1次産業 | 9,854,309 | 10,080,176 | 102.29 | 3.42 | 2.92 |
| 農 業 | 9,243,330 | 9,509,319 | 102.88 | 3.21 | 2.76 |
| 林業及狩猟業 | 140,966 | 182,639 | 129.56 | 0.05 | 0.05 |
| 漁業及水産養殖業 | 470,013 | 388,218 | 82.60 | 0.16 | 0.11 |
| 第2次産業 | 151,067,389 | 167,768,544 | 111.06 | 52.38 | 48.61 |
| 鉱 業 | 9,879,243 | 11,702,607 | 118.46 | 3.42 | 3.39 |
| 建 設 業 | 13,173,438 | 18,223,416 | 139.33 | 4.57 | 5.28 |
| 製 造 業 | 128,014,708 | 137,842,521 | 106.90 | 44.39 | 39.94 |
| 第3次産業 | 127,466,539 | 167,290,877 | 131.24 | 44.20 | 48.47 |
| 卸小売業 | 62,359,053 | 79,987,357 | 128.27 | 21.62 | 23.18 |
| 金融保険及不動産業 | 11,182,225 | 13,018,112 | 116.42 | 3.88 | 3.77 |
| 運輸通信及其他公益事業 | 20,198,962 | 25,818,556 | 127.82 | 7.00 | 7.48 |
| サービス業 | 28,043,369 | 41,236,664 | 147.05 | 9.73 | 11.95 |
| 公 務 | 5,682,930 | 7,230,188 | 127.23 | 1.97 | 2.09 |

註 ① 本表の結果は分配府民所得の勤労所得、個人業主所得および法人所得の3項目のみ(総額の約95%)について産業別に組替えたものである。

② 昭和26年は生産所得推計をしているのでこれの総額319,015千円と本表の26年総額288,388,237千円と比較すれば約90%となっており、大体の産業別分布の模様と観察できよう。

阪の経済事情に大きくひびくことは勿論で、ひいては日本経済にも影響してくるのである。

なお府民所得の国民所得に占める割合は26年で7.5%27年では7.8%となつているが、製造業、卸小売業、サービス業の占める割合についてみると、26年は8.7%、27年は9.3%となつており大阪経済の特色がうかがいしられよう。

| | 26 年 | | 大阪府 / 全 国 | 27 年 | | 大阪府 / 全 国 | |
|-------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--------------|------|
| | 全 国 | 大阪府 | | 全 国 | 大阪府 | | |
| 總 額 | 億円 45,158 | 億円 3,397 | % 7.5 | 億円 52,139 | 億円 4,051 | % 7.8 | |
| 産所得 業別の 中 (組替) | 計 | 24,982 | 2,184 | 8.7 | 27,996 | 2,590 | 9.3 |
| | 製 造 業 | 11,930 | 1,280 | 10.7 | 12,839 | 1,378 | 10.7 |
| | 卸 小 売 業 | 8,134 | 624 | 7.7 | 8,696 | 800 | 9.2 |
| | サ ー ビ ス 業 | 4,918 | 280 | 5.7 | 6,461 | 412 | 6.4 |

(参考表 # 1)

デフレーター

| | | 昭和9~11年 | 昭和25年 | 昭和26年 | 昭和27年 |
|---|----------------------|---------|------------------|------------------|------------------|
| 1 | 農村物価指数 | 1.0 | 249.0 | 279.0 | 284.4 |
| 2 | 消費者物価指数 | 1.0 | 220.0 | 255.5 | 266.1 |
| 3 | ウエイト { 農村 1 × 40% | 0.4 | 99.6 | 111.6 | 113.8 |
| 4 | ウエイト { 消費財 2 × 60% | 0.6 | 132.0 | 153.3 | 159.7 |
| 5 | 総合消費材物価指数 (3 + 4) | 1.0 | 231.6 | 264.9 | 273.5 |
| 6 | 生産財実効物価指数 | 1.0 | 253.0 | 340.5 | 350.7 |
| 7 | ウエイト { 消費財物価 5 × 75% | 0.75 | 173.7 | 198.7 | 205.1 |
| 8 | ウエイト { 生産財物価 6 × 25% | 0.25 | 63.3 | 85.1 | 87.7 |
| 9 | 総合物価指数 (7 + 8) | 1.00 | 237.0 (100.0) | 283.8 (119.7) | 292.8 (123.5) |

註本表は経済審議庁調べである。

(参考表 # 2)

デフレーター

| | | 昭和9~11年 | 昭和25年 | 昭和26年 | 昭和27年 |
|---|-----------------------|---------|------------------|------------------|------------------|
| 1 | 農村物価指数 | 1.0 | 249.0 | 279.0 | 284.4 |
| 2 | 消費者物価指数 | 1.0 | 220.0 | 255.5 | 266.1 |
| 3 | ウエイト { 農村 1 × 12% | 0.12 | 29.9 | 33.5 | 34.1 |
| 4 | ウエイト { 消費財 2 × 88% | 0.88 | 193.6 | 224.8 | 234.2 |
| 5 | 総合消費材物価指数 (3 + 4) | 1.0 | 223.5 | 258.3 | 268.3 |
| 6 | 生産財実効物価指数 | 1.0 | 253.0 | 340.5 | 350.7 |
| 7 | ウエイト { 消費財物価 5 × 0.42 | 0.42 | 93.9 | 108.5 | 112.7 |
| 8 | ウエイト { 生産財物価 6 × 0.58 | 0.58 | 146.7 | 197.5 | 203.4 |
| 9 | 総合物価指数 (7 + 8) | 1.00 | 240.6 (100.0) | 306.0 (127.2) | 316.1 (131.4) |

註ウエイトは本府推定値を用いた。

② 個人所得とその処分

個人所得は前述の分配府民所得から法人未分配利潤(税引前)と公営企業剰余金および勤労所得から社会保険料などに対する雇主負担金と被雇者負担金を控除しこれに失業保険生活保護法等による財政から個人への給付金(いわゆる振替所得)を加えたものである。

この個人所得の27年総額は355,279百万円で前年の266,270百万円より約33%の増加となり分配府民所得の増加率をはるかに上廻っている。これに物価の上昇による分をデフレートしても30%の実質増加となり25年に対する26年の割合よりも約20%上昇をみている。

實質府民個人所得

| | | 昭和25年 | 昭和26年 | 昭和27年 |
|--------|-----|---------|---------|---------|
| 府民個人所得 | 百万円 | 191,149 | 266,270 | 355,279 |
| 同上指数 | % | 100.0 | 139.3 | 185.9 |
| 物価指数 | % | 100.0 | 127.2 | 131.4 |
| 実質所得 | 百万円 | 191,149 | 209,332 | 270,380 |
| 同上指数 | % | 100.0 | 109.5 | 141.4 |

また個人所得から所得税、富裕税、市町村民税等の個人税を支払った残りの額が、いわゆる可処分所得と呼ばれるものであつて、この所得を個人は自由に消費したり貯蓄に廻したりしているのので、生活水準を具体的に問題にする場合にはこの可処分所得について考察すべきである。

昭和26年における可処分所得は234,193百万円、27年は314,836百万円となつており約34%の増加を示し個人所得総額の伸びと殆ど一致している。(1%上廻っているだけである。)

この可処分所得から個人消費支出を差し引けば個人貯蓄が推計されるが、この個人貯蓄は個人企業が例えば建物設備や在庫品増加に自己投資したもの等を含むので、いわゆる府民貯蓄とはその範囲を異にしている点に注意する必要がある。

ところで、この個人貯蓄の27年総額は104,861百万円で26年の81,400百万円に比し約29%の増加となる。しかし個人所得に対する割合は31%から30%と若干減少した。

個人所得とその処分 (バランス表)

| | 所得額 | | 対前年 比 | 構成比 | | | 支出額 | | 対前年 比 | 構成比 | |
|---------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| | 26年 | 27年 | | 26年 | 27年 | | 26年 | 27年 | | 26年 | 27年 |
| 個人所得 | 百万円 266,270 | 百万円 355,279 | % 133.43 | % 100.00 | % 100.00 | 個人支出 | 百万円 266,270 | 百万円 355,279 | % 133.43 | % 100.00 | % 100.00 |
| 勤労所得 | 154,754 | 194,726 | 125.83 | 58.12 | 54.81 | 個人消費支出 | 152,793 | 209,975 | 137.42 | 57.38 | 59.10 |
| 個人業主所得 | 77,653 | 123,515 | 159.06 | 29.16 | 34.76 | 個人貯蓄 | 81,400 | 104,861 | 128.82 | 30.57 | 29.52 |
| 個人賃貸料所得 | 11,747 | 15,518 | 132.10 | 4.41 | 4.37 | 個人税及税外負担 | 32,077 | 40,443 | 126.08 | 12.05 | 11.38 |
| 個人配当所得 | 3,509 | 4,503 | 128.33 | 1.32 | 1.27 | | | | | | |
| 個人利子所得 | 10,368 | 4,140 | 39.93 | 3.89 | 1.17 | | | | | | |
| 振替所得 | 8,239 | 12,877 | 156.31 | 3.10 | 3.62 | | | | | | |

さらに個人税及び税外負担をみると、昭和26年に対し27年は26%の増加を示しているが、支出総額からみると構成比において約1%の減となつている。また27年の直接個人税負担額は国税31,616百万円、府税7百万円、市町村税5,587百万円、合計37,210百万円となり府民個人所得の約11%を占めている。これに対し国民所得における同様項目の負担割合は7%であるから府民の方が平均して重い負担を荷つていと云える。これと関連して、個人消費支出についての府民と国民とを比較すると、府民一人当りの支出額は50,219円で国民一人当り支出額の44,034円を上廻つて約14%高い消費生活を営んでいることにもなる。

個人所得とその処分

(総額)

| | 昭和26年 | | | | | 昭和27年 | | | | |
|------------------|------------------|--------------------|--------------|------------|----------------|------------------|--------------------|----------------|------------|----------------|
| | 国民 | 府民 | 府民 / 国民 | 構成比 | | 国民 | 府民 | 府民 / 国民 | 構成比 | |
| | | | | 国民 | 府民 | | | | 国民 | 府民 |
| 1 個人所得 | 百万円 4,014,800 | 百万円 266,270 | % 6.6 | % 100.0 | % 100.0 | 百万円 4,893,900 | 百万円 355,279 | % 7.3 | % 100.0 | % 100.0 |
| 2 個人税及税外負担 | 323,700 | 32,077 (29,984) | 9.9 (9.3) | 8.0 | 12.0 (11.3) | 347,000 | 40,443 (37,210) | 11.7 (10.7) | 7.1 | 11.4 (10.5) |
| 3 可処分所得 (1-2) | 3,691,100 | 234,193 | 6.5 | 92.0 | 88.0 | 4,546,900 | 314,836 | 6.9 | 92.9 | 88.6 |
| 4 個人消費支出 | 3,180,100 | 152,793 | 4.8 | 79.3 | 57.4 | 3,769,300 | 209,975 | 5.6 | 77.0 | 59.1 |
| 5 個人貯蓄 | 511,000 | 81,400 | 15.9 | 12.7 | 30.6 | 777,600 | 104,861 | 13.5 | 15.9 | 29.5 |

註 個人税及税外負担の本府欄の()内は直接個人負担税額のみである。

個人所得とその処分

(一人当り)

| | 昭和26年 | | | | | 昭和27年 | | | | |
|----------|------------------|------------------|------------|------------|------------|------------------|------------------|------------|------------|------------|
| | 国民 一人当 (A) | 府民 一人当 (B) | B / A | 構成比 | | 国民 一人当 (A) | 府民 一人当 (B) | B / A | 構成比 | |
| | | | | (A) | (B) | | | | (A) | (B) |
| 個人所得 | 円 47,672 | 円 65,367 | % 137.1 | % 100.0 | % 100.0 | 円 57,250 | 円 84,970 | % 148.4 | % 100.0 | % 100.0 |
| 個人税及税外負担 | 3,844 | 7,875 | 204.9 | 8.1 | 12.0 | 4,059 | 9,672 | 238.3 | 7.1 | 11.4 |
| 可処分所得 | 43,828 | 57,492 | 131.2 | 91.9 | 88.0 | 53,191 | 75,298 | 141.6 | 92.9 | 88.6 |
| 個人消費支出 | 37,761 | 37,509 | 99.3 | 79.2 | 57.4 | 44,094 | 50,219 | 113.9 | 77.0 | 59.1 |
| 個人貯蓄 | 6,067 | 19,983 | 329.4 | 12.7 | 30.6 | 9,097 | 25,079 | 275.7 | 15.9 | 29.5 |

註 (1) 可処分所得は、実際には個人所得から直接個人税のみを差引いたものであるが、国民所得資料には、個人税と税外負担が細分されていないので税外負担(公課諸負担)も含めて比較した。

(2) 個人貯蓄は預貯金のほかに証券投資、建築投資、生産者耐久施設、在庫品増等からなるが本府では、さらに個人所得とバランスさせるために調整項目を加えているので国の場合より構成比も大きくなっている。

4. む す び

以上が昭和27年の大阪府民所得の推計結果の概要であるが、未だ調査研究の不十分と、推計技術の未熟のため色々問題もあるかと思うが、一応府民経済の一面を表現したつもりである。各方面の公正な叱正を得れば、さらによりき経済測定資料となることを信ずるものである。